

新潟大学における研究費等の不正使用に対する取組み

本パンフレットは、新潟大学におけるコンプライアンス教育の一環として、「研究費等の不正使用に対する取組み」を次の3単元に整理して解説します。

- 「1. 本学における研究費等の不正使用への対応」
- 「2. 不正使用が競争的資金等の公的研究費のとき」
- 「3. 本学における不正防止の取組み」

1. 本学における研究費等の不正使用への対応

公益通報や外部機関からの指摘等により研究費等の不正使用の疑いが生じた場合「**研究費等の不正使用に係る調査フロー図**」に示す調査が行われます。

調査により研究費等の不正使用が確認された場合には、競争的資金等の資金配分機関から応募資格の制限・資金の返還請求、懲戒等の処分、弁償命令、刑事告訴や民事訴訟の対象となることがあります。また、大学として再発防止策を講じます。

研究費等とは？

ここでいう研究費等の範囲は以下のとおりです。

1. 各省各庁及び所管法人等から配分される競争的資金
2. 地方公共団体からの助成金及び補助金
3. 寄附金（助成団体等からの助成金を含みます。）
4. その他本学の責任において管理すべき経費

研究費等の不正使用とは？

故意又は重大な過失による、研究費等の他の用途への使用若しくは研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいいます。

公益通報（研究費等の不正使用に関する告発）とは？

本学又は本学の職員等について、本学の業務に関し法令又は本学の規則等に違反する行為が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく通報することをいいます。通報者は「国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程」により保護されます。職員等が研究費等の不正使用が存在すると思料する場合の告発も公益通報として受け付けており、その所定の方法は本学ホームページの下記に掲載し、公開されています。

トップページ > 大学案内 > 新潟大学について > コンプライアンス（法令の遵守） > 研究費等の不正使用に関する告発窓口

公益通報における注意点は？

- ・原則として実名によること
- ・不正使用の様態等の告発内容を明示し、不正使用とする根拠を示す必要があること
- ・調査にあたって協力を求められることがあること
- ・悪意に基づく告発を行った場合には、懲戒等の処分や刑事告訴又は民事訴訟の対象となること

懲戒等の処分とは？

懲戒等の処分は「国立大学法人新潟大学職員の懲戒等に関する規程」に基づき行われます。この規程では、以下のように懲戒処分の標準的な処分量定を具体的に定めています。

- ・法令その他本学の規則等に反して研究費等を使用したとき、又は偽りその他不正な手段により研究費等を受給したとき
懲戒解雇、諭旨解雇、降任、降格、停職、減給、戒告のいずれか
- ・人を欺いて法人の資金又は物品等を交付させたとき
懲戒解雇
- ・自己保管中の法人の資金の流用等資金又は物品等の不適正な処理をしたとき
減給又は戒告

2. 競争的資金等の公的研究費に不正使用があったとき

研究費等のうち「各省各庁及び所管法人等から配分される競争的資金」において不正使用が確認された場合、資金配分機関により不正使用があった競争的資金の交付決定の取消、研究費の一部又は全部の返還請求、応募資格の制限を行われることがあります。

また、不正使用が確認された場合、文部科学省により「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制整備等の状況について調査を実施し、状況に応じ段階的に次の措置を講じられることがあります。

(ア) 管理条件の付与

文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。

(イ) 間接経費の削減

配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の15%とする。

(ウ) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

応募資格の制限とは？

競争的資金等の公的研究費において不正使用が確認された場合、不正使用を行った者や関与した者等は当該競争的資金への応募資格を制限されるほか、配分機関の他の競争的資金等や他府省の競争的資金等も同じく応募制限のペナルティが科せられます。応募資格の制限の対象者や期間は以下のとおりです。

| 応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | 応募制限期間 | |
|--|--------------------|--|------|
| 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | 1. 個人の利益を得るための私的流用 | 10年 | |
| 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | 2. 「私的流用」以外 | 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの。 | 5年 |
| | | 及び 以外のもの | 2-4年 |
| | | 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | - | 5年 | |
| 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 | - | 不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年，下限1年，端数切捨て） | |

以下の場合、応募制限を科さず「厳重注意」を行う。

上記のうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

上記のうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

「善管注意義務違反」とは...自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者（研究費の交付を受けた研究代表者等）としての責任を全うしなかった場合をいいます。

3. 本学における不正防止の取組み

本学における研究費等の不正使用を未然に防止し、適正な研究費等の管理・監査を行うため、「新潟大学における研究費等の不正防止計画」に基づき、次のような取組みを行っています。

（教職員の誓約書の提出）

研究費等の管理・運営に関わる職員は、別添の誓約書を提出することになっておりますので、所属部門の担当係にご提出ください。なお、競争的資金等の申請を行おうとする場合は、大学へ誓約書を提出していることが必要となります。

（会計ルールの理解向上）

「会計ハンドブック」により、研究費等の管理・運営における留意点を明示し、会計ルールを分かりやすく説明しています。必ずご一読のうえ、研究費等の適正な管理・運営にお役立てください。

（納品及び履行確認による検収業務の徹底）

本学では、税込みで100万円未満の契約（発注）を予算を管理する教員が自ら行うことができます。そのことからすべて納品検収、履行確認を、教員と事務部門の二重体制により実施しています。

（取引における癒着の防止）

一定の取引がある取引業者に対して誓約書の提出を求め、不正行為に協力しないように誓約させています。また、取引業者に対して、預け金や品替えなどの行為が不正であることを周知しています。さらに、内部監査において、特定の業者に取引が偏っているとみられる研究課題を抽出し、必要に応じて業者の売上帳簿照査を実施します。

（出張の旅行実態・非常勤雇用者等の勤務実態等の把握）

旅費、謝金等の支給の根拠となる報告書および添付書類の確実な徴取、事後における旅行者、従事者等へのヒアリングを通じて、カラ出張やカラ謝金等の防止を図ります。

（モニタリング）

部局長の責任下において、事務部門が予算の執行状況や内容について、モニタリング（監視・観察）を行っています。モニタリングに際し、執行状況や内容について、問い合わせ等を行うことがありますので、ご対応をお願いいたします。

（備品、固定資産、現金等価物等の管理の徹底）

小型デジタル製品を含め、物品の種別ごとに適切な管理ルールを策定し、無断で処分、転売するなどのリスクに対処しています。

本学における研究費等の不正使用の防止の取組みについては、ホームページの下記に掲載し、公開しています。さらなる理解を深めるために役立ててください。

トップページ > 大学案内 > 新潟大学について > コンプライアンス（法令の遵守） > 研究費等の不正使用の防止